

令和 7 年度集団指導資料

（ 共同生活援助・短期入所 ）

目 次

	ページ
1 指導と監査について	1
2 行政指導・行政処分について（勧告・命令・指定の取消し等）	4
3 関係法令等について	7
4 運営指導における指摘事項	9
5 指定共同生活援助・短期入所事業者の運営に関する留意点	27
6 令和 6 年度報酬改定について	29
7 共同生活援助・短期入所の請求等に関する留意点（国報酬・都加算）	32

府中市 福祉保健部

地域福祉推進課・障害者福祉課

1 指導と監査について

(1) 指導及び監査の目的（要綱第3条）

指導及び監査は、総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）、児童福祉法その他の法令並びに東京都及び市の条例及び規則で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、サービス事業者等が提供するサービスの内容の質の確保、サービス事業者等に対する自立支援給付に係る費用、障害児通所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下「自立支援給付等」という。）の支給の適正化並びに業務管理体制の適正な整備及び運用を図り、もって市における障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 「指導」について（要綱第4条、第5条）

指導は、サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービスの取扱い及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施する。

集団指導

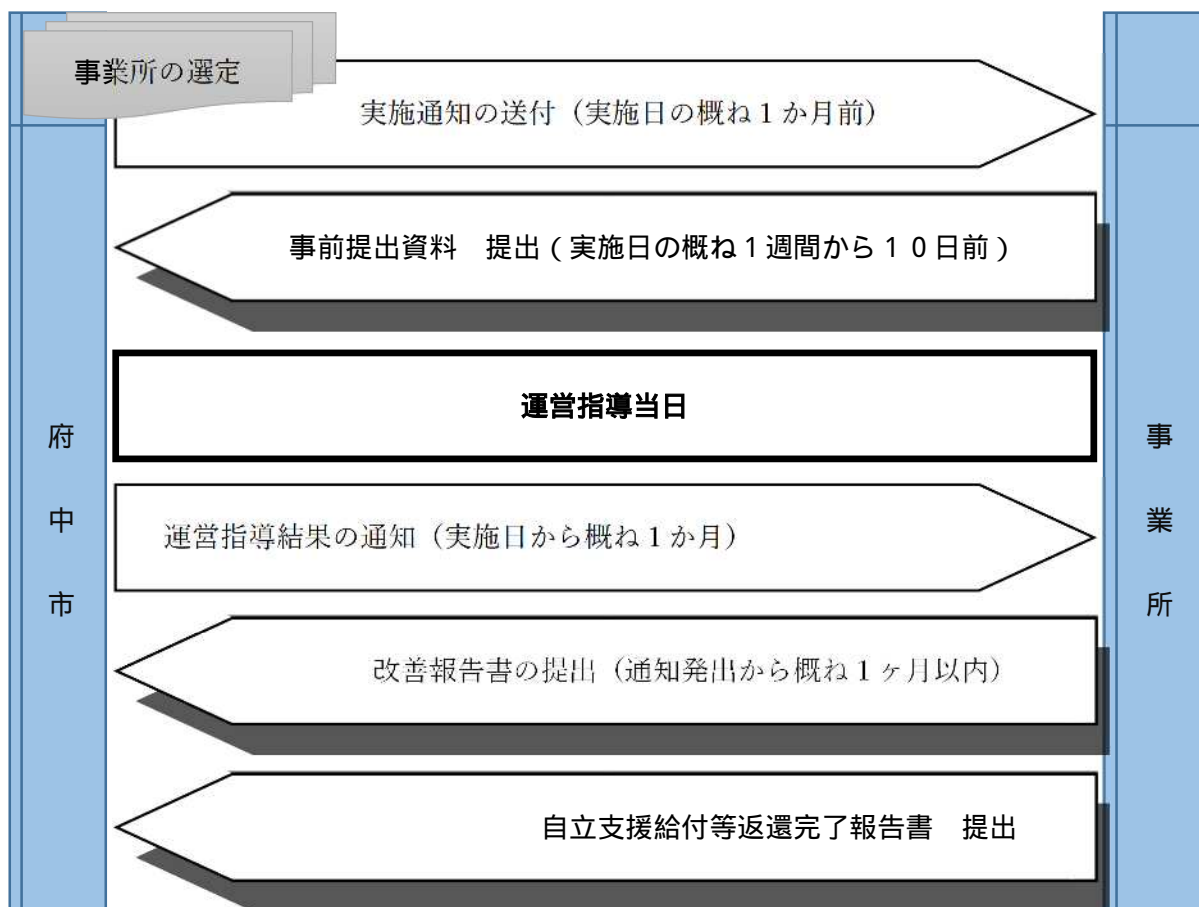
指導の対象となるサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、講習等の方法により行う。

運営指導

指導の対象となるサービス事業者等の事業所又は施設において実地で行う。

	共同生活援助		短期入所	
	実施件数	文書指摘件数	実施件数	文書指摘件数
令和6年度実施状況	4件	2件	0件	0件
令和5年度実施状況	3件	3件	2件	2件
令和4年度実施状況	3件	3件	0件	0件
令和3年度実施状況	1件	1件	0件	0件

(3) 実施指導の流れ



【総合支援法第10条】

第1項 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

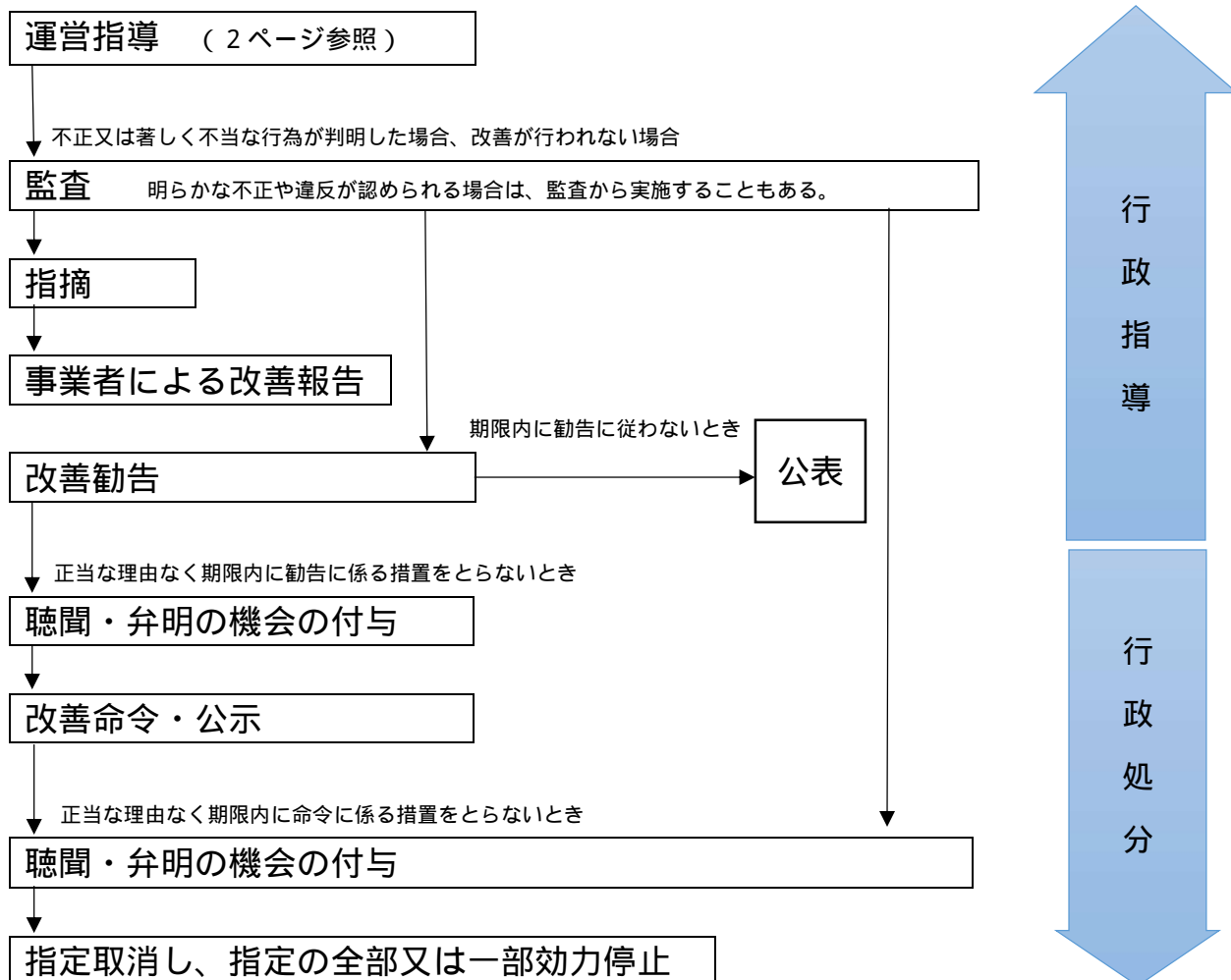
(4)「監査」について(要綱第13条)

監査は、サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付等に係る費用の請求等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足る場合等(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

【総合支援法第48条】

第1項 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者(以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 行政指導・行政処分について（勧告・命令・指定の取消し等）



【総合支援法第49条】

第1項 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十六条第八項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

二 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

四 第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

第2項 省略

第3項 都道府県知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第4項 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第5項 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第6項 市町村は、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費の支給に係る指定障害福祉サービス等を行った指定事業者等について、第一項各号又は第二項各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。）に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所又は施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

【総合支援法第50条】

第1項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第三項第四号から第五号の二まで、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 指定障害福祉サービス事業者が、第三十六条第八項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したと認められるとき。
- 三 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。
- 四 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- 五 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
- 七 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 八 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業員が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 九 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。
- 十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 十一 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十二 指定障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 一三 指定障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第2項 市町村は、自立支援給付に係る指定障害福祉サービスを行った指定障害福祉サービス事業者について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係るサービス事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第3項 第一項（第二号を除く。）及び前項の規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 関係法令等について

共同生活援助・短期入所 共通

総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)
総合支援法 施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)
都条例	東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月13日条例第155号) <u>参考 URL</u> https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004365.html
都条例施行 規則	東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年12月21日規則第175号)
厚労令第1 71号 (基準省令)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)
障発第12 06001 号 (解釈通知)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)
厚労告 第523号 (報酬告示)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)
障発103 1001号 (留意事項通知)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)
障害者福祉 施設等にお ける障害者 虐待の防止 と対応の手 引き	令和6年7月厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 こども家庭庁支援局障害児支援課「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 <u>参考資料3</u>

施設・事業所における事故等防止対策の徹底について	施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（令和 7 年 4 月 24 日 7 福祉障施第 222 号 東京都福祉局障害者施策推進部長通知） <u>参考資料 2</u>
--------------------------	--

共同生活援助

東京都障害者グループホーム運営の指針	令和 7 年 7 月東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当「東京都障害者グループホーム運営の指針《令和 7 年度版》」
--------------------	---

4 運営指導における指摘事項

令和3年度～令和6年度の4年間分

1 主な指摘事項（一覧）

№	項 目		主な指摘事項	根拠法令	確認された事業所数	
					共同生活援助	短期入所
1	基本方針	一般原則	【虐待の防止等のための措置を講じていない／不十分】 ○虐待防止担当者の設置、虐待防止委員会の設置・開催、虐待防止マニュアルの作成・周知、虐待防止のための研修の実施、虐待防止チェックリスト（職員セルフチェックリスト・体制整備チェックリスト）の実施、虐待防止の啓発や相談・通報・届出先に関する掲示物の掲示などを行っていないかった。 ○虐待防止マニュアルにおいて、障害者虐待が発生した場合に、直ちに市町村に通報する内容となっていないかった。 ○虐待防止に係る対策を検討するための委員会を定期的（年1回以上）に実施していないかった。 ○従業員に対し、研修を定期的に（年1回以上）実施していないかった。 ○虐待防止に関する措置を適切に実施する担当者をおいていなかった。	都条例第155号第3条第3項、第108条・第199条（第40条の2準用） 都条例施行規則第175号第4条の4 虐待防止法第15条及び第16条第1項 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」	9	1
	運営に関する基準	虐待の防止				
2	人員に関する基準	従業者	【従業員の配置が不十分】 ○サービス管理責任者として必要な勤務時間を確保していないかった。（共同生活援助） ○常勤換算方法で必要な員数の世話人・生活支援員が配置されていることが確認できなかった。（共同生活援助）	都条例第155号第98条、第194条 都条例施行規則第175号第15条、第43条 解釈通知第六の2(1)、第十五の1(1)～(5)	2	0
3		管理者	【管理者の配置が不十分】 ○常勤の管理者を配置していないかった。（共同生活援助）	都条例第155号第99条（第51条準用）、第195条	2	0
4	運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意	【利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない／不十分】 ○重要事項説明書に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、虐待防止のための措置、第三者評価の実施状況、その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項）の記載が不十分だった。 【サービスの提供に係る契約が成立したときは書面の交付を行っているが不十分】 ○契約書において、利用者負担額（食材料費、光熱水費、日用品費等）の記載内容が不十分だった。 ○契約者が事業者代表者となっていないかった。	都条例第155号第108条・第199条（第13条準用） 解釈通知第六の4(8)・第十五の3(13)（第三の3(1)準用）	11	1

№	項 目	主な指摘事項	根拠法令	確認された事業所数	
				共同生活援助	短期入所
5	受給資格の確認	【サービスの提供開始に際し、受給者証を確認していない／不十分】 ○受給者証を確認していなかった。	都条例第155号第108条・第199条（第18条準用）	1	0
6	サービス提供の記録	【サービス提供の記録が不十分】 ○利用者に伝達すべき必要な事項（サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等）を記録していなかった。 ○利用者から確認を得ていなかった。	都条例第155号第108条（第23条準用）、第199条（第58条準用） 解釈通知第六の4(8)（第三の3(9)準用）、第十五の3(13)（第四の3(2)準用） 都条例第155号第108条（第42条準用）、第199条（第75条第2項準用）	2	0
7	入退所／入退居の記録の記載等	【受給者証記載事項を利用者の受給者証に記載していない／不十分】 ○事業者の名称、入所・退所の年月日その他の必要な事項を受給者証に記載していなかった。	都条例第155号第103条、第197条の4	2	0
8	運営に関する基準 利用者負担額の受領	【利用者が負担する費用について適切に扱っていない／不十分】 ○費用の額・内容・使途が適当であることが確認できなかった。 ○費用に係るサービスの内容や額について、利用者に対し、明確に説明して同意を得ていなかった。 ○利用者から支払いを受けた食材料費、光熱水費、日用品費等の精算を適切に行っていなかった。 ○利用者に対して領収書を発行していなかった。 ○利用者に対して、サービスの内容及び費用についての説明が実態と異なっており不十分であった。	都条例第155号第104条、第197条の5 都条例施行規則第175号第17条、第44条の2 解釈通知第六の4(3)、第十五の3(3) 「東京都障害者グループホーム運営の指針」 「障害者グループホームにおける食材料費の取扱い等について」	9	1
9		【預り金等が適切に管理されていなかった／不十分】 ○預り金管理規程に基づき、適切な管理が行われていなかった。	「東京都障害者グループホーム運営の指針」	2	0
10	介護給付費等の額に係る通知等	【介護給付費・訓練等給付費の額に係る通知をしていない／不十分】 ○利用者に対し、介護給付費又は訓練等給付費の額を通知していなかった。 ○訓練等給付費の受領前に通知していた。	都条例第155号第108条・第199条（第27条第1項準用）	2	1
11	地域との連携等	【地域連携推進会議を定期的開催し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けていない／不十分】 ○地域連携推進会議をおおむね1年に1回以上開催していなかった。 ○おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けていなかった。 ○地域連携推進連携会議で行った、報告や要望、助言等について記録を作成し、この記録を公表していなかった。 令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化	都条例第155号第197条の7第2項、3項 解釈通知第十五の3(5)	3	0

№	項 目		主な指摘事項	根拠法令	確認された事業所数	
					共同生活援助	短期入所
12		共同生活援助計画の作成等	【サービス管理責任者が共同生活援助計画の作成に関する業務を適切に行っていない／不十分】 ○個別支援計画に作成者の記載がなく、アセスメントやモニタリングに伴う面接をサービス管理責任者が行っているか不明確であった。 ○サービス提供の開始前までに共同生活援助計画の作成がされていなかった。	都条例第155号第199条(第54条準用) 解釈通知第十五の3(13)(第四の3(7) 準用)	2	0
13			【アセスメントを適切に行っていない／不十分】 ○利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じた当該利用者の希望する生活、課題等の把握が十分に行われていなかった。 ○アセスメントの記録が残されていなかった。	都条例第155号第199条(第54条第2項、3項、4項準用)	2	0
14	運営に関する基準	共同生活援助計画の作成等	【共同生活援助計画の原案に必要な事項を記載していない／不十分】 ○利用者及びその家族の生活に対する意向・総合的な支援の方針・生活全般の質を向上させるための課題・サービスの目標及びその達成時期・サービスの提供上の留意事項等が、共同生活援助計画の原案に記載されていなかった。 ○利用者の意向を十分に把握し、具体的な支援につなげられるような内容になっていなかった。 ○加算の対象となる支援が共同生活援助計画に位置付けられていなかった。	都条例第155号第199条(第54条第5項準用)	4	0
15			【担当者等を招集して行う会議を開催し、共同生活援助計画の原案について意見を求めている／不十分】 ○共同生活援助計画の作成にかかる担当者等会議を開催し、意見を求めているなかった。 ○担当者等会議の記録が残されていなかった。	都条例第155号第199条(第54条第6項準用)	2	0
16			【共同生活援助計画を作成した際に、利用者又はその家族に当該計画を説明し、また、文書により利用者の同意を得ていない／不十分】 ○文書により、利用者の同意を得ていない。	都条例第155号第199条(第54条第6項準用)	3	0
17			【共同生活援助計画を作成した際に、利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に当該計画を交付していない／不十分】 ○指定特定相談支援事業所等に個別支援計画を交付していなかった。	都条例第155号第199条(第54条第7項準用)	1	0
18			【共同生活援助計画のモニタリング及び見直しが適正に行われていない】 ○モニタリングの結果を適切に記録していなかった。 ○少なくとも6カ月に1回以上、共同生活援助計画を見直すべきかどうかの検討を行っていないかった。 ○計画の変更が必要になった際に、適正な手続きを踏んでいなかった。	都条例第155号第199条(第54条第8項・第9項・第10項準用)	7	0
19		管理者の責務	【管理者が従業者及び業務等の管理を一元的に行っていない／不十分】 ○管理者が従業者の勤怠や事業所の業務の実施状況の把握を行っていることが確認できなかった。	都条例第155号第108条(第53条第1項・第3項準用)・第199条(第53条準用)	0	0

№	項 目	主な指摘事項	根拠法令	確認された事業所数	
				共同生活援助	短期入所
20	運営規程	【運営規程に事業の運営についての重要事項が定められていない / 不十分】 ○必要な内容(事業の目的及び運営の方針、従業員の職種・員数・職務の内容、利用 / 入居定員、サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額、サービスの利用 / 入居に当たっての留意事項、緊急時等における対応方法、非常災害対策、事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項)の記載が不十分であった。	都条例第155号第101条、第196条の3 解釈通知第六の4(6)、第十五の3(8)	10	1
21	勤務体制の確保等	【勤務体制が明確ではない / 不十分】 ○勤務表上で、従業員の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との勤務関係等が明確になっていなかった。	都条例第155号第108条(第56条第1項準用)、第197条第1項 解釈通知第六の4(8)(第四の3(17) 準用)、第十五の3(9)	9	1
22	運営に関する基準	【事業所の従業員によってサービスが提供されていない / 不十分】 ○雇用契約上、当該事業所の従業員であることが確認できない者がサービスを提供していた。	都条例第155号第108条(第56条第2項準用)、第197条第3項・第4項 解釈通知第六の4(8)(第四の3(17) 準用)、第十五の3(9)	1	0
23		【研修の機会を確保していない / 不十分】 ○外部研修や内部研修を含めた研修への参加の機会を計画的に確保していなかった。 ○研修の記録が残されていなかった。	都条例第155号第108条(第56条第3項準用)、第197条第5項	3	0
24		【職場におけるハラスメント防止のための措置を講じていない / 不十分】 ○職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化していなかった。 ○相談窓口をあらかじめ定め、従業員に周知していなかった。	都条例第155号第108条(第56条第4項準用)、都条例第155号第197条第6項	4	1
25		【業務継続計画の策定等を行っていない / 不十分】 【従業員に対し、定期的に研修・訓練を実施していない / 不十分】 ○業務継続計画(感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画)を策定していない又は当該計画を従業員に周知していなかった。 ○従業員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に(年1回以上)実施していなかった。	都条例第155号第108条・第199条(第12条の2準用)	8	2
26	非常災害対策	【非常災害対策が不十分】 ○非常災害に関する具体的計画を作成していなかった。 ○定期的な避難、救出その他必要な訓練(年2回、避難及び消火訓練)を行っていない又は、訓練の記録を消防署に報告していなかった。 ○要配慮者利用施設に該当する施設において、避難確保計画を策定し、避難確保計画に定める避難訓練を実施していなかった。 ○非常災害に際して必要な設備の整備が不十分だった。	都条例第155号第108条・199条(第74条準用) 解釈通知第六の4(8)・第十五の3(13)(第四の3(19)準用) 水防法第15条の3第1項、第2項、第5項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項、第5項	9	2

№	項 目		主な指摘事項	根拠法令	確認された事業所数	
					共同生活援助	短期入所
27	運営に関する基準	衛生管理等	【感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じていない / 不十分】 ○感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会を定期的に開催していない。 ○感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していなかった。 ○従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的の実施していなかった。	都条例第155号第108条(第88条・第90条準用)、第199条(第90条準用) 都条例施行規則第175号第11条の2 解釈通知第六の4(8)・第十五の3(13)(第五の3(9)準用)	8	1
28		掲示	【利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない / 不十分】 ○運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、協力医療機関、第三者評価の実施状況その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示を確認することができなかった。 ○掲示されていたものが最新のものではなかった。	都条例第155号第108条・第199条(第92条準用) 解釈通知第六の4(8)・第十五の3(13)(第五の3(11)準用)	4	1
29		身体的拘束等の禁止	【身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていない / 不十分】 ○やむを得ず身体的拘束等を実施した場合の記録が不十分だった。 ○身体拘束適正化検討委員会(身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会)を定期的に開催するとともに、従業者に周知徹底していなかった。 ○身体拘束適正化検討委員会における対応状況について、記録の上保存されていなかった。 ○身体拘束等適正化のための指針を整備していなかった。 ○従業者に対し、研修を定期的の実施していなかった。	都条例第155号第108条・第199条(第35条の2第3項準用) 都条例第175号第4条の3「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」	6	2
30		秘密保持等	【秘密の保持に必要な措置を講じていない / 不十分】 ○従業者及び管理者が、退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じていることが確認できなかった。	都条例第155号第108条・第199条(第36条準用) 解釈通知第六の4(8)・第十五の3(13)(第三の3(27)準用)	5	2
31			【利用者又は家族に関する情報を提供する際、あらかじめ文書による同意を得ていない / 不十分】 ○他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ文書による同意を得ていなかった。	都条例第155号第108条・第199条(第36条第3項準用) 解釈通知第六の4(8)・第十五の3(13)(第三の3(27)準用)	0	0
32		事故発生時の対応	【事故発生時の措置を講じていない / 不十分】 ○事故が発生した場合の対応を示すマニュアル等を作成していなかった。 ○事故が発生した場合の対応を示すマニュアル等において、重大な事故が発生した場合は、都や区市町村へ報告する内容となっていなかった。	都条例第155号第108条・第199条(第40条準用) 解釈通知第六の4(8)・第十五の3(13)(第三の3(30)準用)	2	0
33		会計区分	【事業の会計が区分されていなかった / 不十分】 ○事業所ごとに経理を区分していなかった。 ○指定短期入所事業・指定共同生活援助事業の会計とその他の事業の会計が区分されていなかった。	都条例第155号第108条・第199条(第41条準用)	3	1

№	項 目		主な指摘事項	根拠法令	確認された事業所数	
					共同生活援助	短期入所
34	運営に関する基準	記録の整備	【記録の整備及び保存が不十分】 ○従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録が文書により適切に整備されていない。 ○利用者に対するサービス提供の諸記録として、個別支援計画、サービスの提供の記録、区市町村への通知に関わる記録、身体拘束等の記録、苦情の記録、事故の状況及び事故に際して採った措置、受託居宅介護サービス事業者に対する確認の結果の記録(外部サービス利用型共同援助のみ)をその提供した日から5年間保存していない。	都条例第155号第108条(第42条準用)、第199条(第75条準用)	0	1
35	変更の届出に関する	届出等	【変更の届出を行っていない/不十分】 ○変更があったときに届け出なければならない内容(事業所の名称・所在地、主たる事務所の所在地、代表者の氏名等、管理者及びサービス管理責任者の氏名等、運営規程、協力医療機関の名称など)が、10日以内に届け出されていなかった。	法第46条第1項 法施行規則第34条の23第1項第4号・第13号、第34条の11、第34条の19	2	0
36	報酬に関する事 給付費の算定及び取扱い		【身体拘束等廃止未実施減算を適正に算定していない】 ○身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていなかったが、身体拘束等廃止未実施減算を適正に算定していなかった。	報酬告示別表第7の1注15の5 報酬告示別表第15の1の注7 留意事項通知第二の1(14)	1	0
37			【医療連携体制加算を適正に算定していない】 ○医療連携体制加算()を算定する際に、「重度化した場合の対応に係る指針」を利用者に説明し、同意を受けたかどうか確認できなかった。	報酬告示別表第7の5 報酬告示別表第15の7	2	0
38			【夜間支援等体制加算を適正に算定していない】 ○夜間支援の内容が共同生活援助計画に位置付けられていなかった。 ○夜間支援の記録が確認できなかった。 ○夜間支援等体制加算()を算定する際に、緊急時の連絡先や連絡方法について、運営規定に定めていない。	報酬告示別表第15の1の5 留意事項通知第二の3(8)	4	0
39			【(長期)入院時支援特別加算を適正に算定していない】 ○医療機関への訪問を行っていなかった。 ○具体的な支援の記録を確認することができなかった。	報酬告示別表第15の3、3の2 留意事項通知第二の3(8)	2	0
40			【帰宅時支援加算を適正に算定していない】 ○帰宅時の支援の内容が共同生活援助計画に位置付けられていなかった。 ○外泊期間における支援に関する記録を行っていなかった。	報酬告示別表第15の4 留意事項通知第二の2(8)	3	1
41			【処遇改善加算を適正に算定していない】 ○処遇改善計画書及びキャリアパス要件に従業者に周知していなかった。	報酬告示別表第7の14 報酬告示別表第15の9 留意事項通知第二の2(7) 留意事項通知第二の3(8)	0	0

2 主な指摘事項（詳細）

(1) 虐待の防止等のための措置を講じていない／不十分【一覧表№ 1】

ア 指摘事例
・ 虐待防止担当者の設置、虐待防止委員会の設置・開催、虐待防止マニュアルの作成・周知、虐待防止のための研修の実施、虐待防止チェックリスト（職員セルフチェックリスト・体制整備チェックリスト）の実施、虐待防止の啓発や相談・通報・届出先に関する掲示物の掲示などを行っていなかった。 ・ 虐待防止マニュアルにおいて、障害者虐待が発生した場合に、直ちに市町村に通報する内容となっていなかった。
イ チェックポイント
虐待防止担当者を設置し、虐待防止マニュアルや虐待防止規程等の書類に明記しているか。また、重要事項説明書等にも記載しているか。 虐待防止委員会を定期的（年 1 回以上）開催し、その内容を従業者に周知徹底しているか。 虐待防止委員会において話し合った内容を記録し、5 年間保存しているか。 虐待防止のためのマニュアル等を作成し、従業者に周知徹底しているか。 マニュアル等において、発見時の通報義務や虐待の 5 類型が漏れなく記載されているか。 全ての従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年 1 回以上）実施するとともに、新規採用時に研修を実施し、研修の内容を記録しているか。 全ての従業者が職員セルフチェックリストを実施し、その内容を踏まえて管理者が体制整備チェックリストを実施しているか。 虐待防止の啓発や相談・通報・届出先に関する掲示物の掲示を行っているか。 令和 6 年度から、虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置 虐待防止委員会等の設置・定期的な開催 虐待防止のための研修の実施が実施されていない場合は、虐待防止措置未実施減算が適用されます。

(2) 従業員の配置が不十分

管理者の配置が不十分【一覧表№2・№3】

ア 指摘事例
・常勤換算方法で必要な員数の世話人・生活支援員が配置されていることが確認できなかった。(共同生活援助) ・サービス管理責任者として必要な勤務時間を確保していなかった。(共同生活援助) ・常勤の管理者を配置していなかった。(共同生活援助)
イ チェックポイント
共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者がサービス管理責任者としての業務（ 個別支援計画の作成・利用申込時の調整 利用者に対する適切な支援・日中サービス事業所との調整 他従業者への技術指導 ）を適切に遂行できるだけの勤務時間数を確保しているか。 共同生活援助事業所における世話人及び生活支援員は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から翌朝の開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定し、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯においてサービスの提供に必要な員数を確保しているか。 管理者が常勤として勤務しているか。 従業者の配置、管理者の配置ともに、勤務実績を記録しているか。

(3) 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ていない／不十分

サービスの提供に係る契約が成立したときは書面の交付を行っているが不十分

【一覧表№4】

ア 指摘事例
・重要事項説明書に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、虐待防止のための措置、第三者評価の実施状況、その他利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項）の記載が不十分だった。 ・契約書において、利用者負担額（食材料費、光熱水費、日用品費等）の記載内容が不十分だった。 ・契約者が事業者代表者となっていなかった。
イ チェックポイント
重要事項説明書に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の記載がされているか。 重要事項説明書に記載されている内容と運営規程の内容の間に不一致がないか。 運営規程、重要事項説明書、契約書に、利用者負担額（食材料費、光熱水費、日用品費等）の内容が適切に記載されており、利用者（場合によってはその家族）に対し、あらかじめ十分に説明を行い、同意を得ているか。 契約書における契約者が事業所の管理者ではなく、事業者代表者となっているか。

(4) サービス提供の記録が不十分【一覧表№6】

ア 指摘事例
・利用者に伝達すべき必要な事項（サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等）を記録していなかった。 ・利用者から確認を得ていなかった。
イ チェックポイント
サービス提供の記録として、利用者に伝達すべき必要な事項を記録しているか。 利用者の確認を得ているか。 当該記録について、サービスを提供した日から5年間保存しているか。

(5) 利用者が負担する費用について適切に扱っていない／不十分【一覧表№8】

ア 指摘事例
・費用に係るサービスの内容や額について、利用者に対し、明確に説明して同意を得ていなかった。 ・費用の額、内容、使途が適当であることが確認できなかった。 ・利用者から支払いを受けた食材料費、光熱水費、日用品費等の精算を適切に行っていないかった。 ・利用者に対して領収書を発行していなかった。 ・利用者に対して、サービスの内容及び費用についての説明が実態と異なっており不十分であった。
イ チェックポイント
あらかじめ運営規程にその費用と額を定めて、見やすい場所に掲示しているか。 利用者（場合によってはその家族）に対し、費用についての説明を十分に行い、同意を得ているか。 費用について、事前に定額を徴収する場合は、適切に管理するとともに期間等を定めて精算を行い、残額を利用者に返還しているか。 利用者から徴収した食材料費について利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用していないか、又は事業者の収益としていないか（家賃、光熱水費及び日用品費についても同様）。 費用の支払いを受けた事業者は、利用者に対して領収書を交付しているか。

(6) 預り金等が適切に管理されていなかった / 不十分【一覧表№9】

ア 指摘事例
・ 預り金管理規程に基づき、適切な管理が行われていなかった。
イ チェックポイント
預り金等は施錠できる金庫に保管しているか。 契約書等により利用者と事業者との間で管理内容を明確にしているか。 複数人での管理体制を整えているか。 預り金等の管理は、個人別の台帳を作成し、定期的に管理者が確認しているか。 預り金の収支は定期的に利用者又は家族に報告しているか。 管理者はセルフチェック、法人監査その他の方法により、定期的に預り金規定に基づいた処理が行われているかを確認しているか。

(7) 地域連携推進会議を定期的に開催し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けていない / 不十分【一覧表№11】

ア 指摘事例
・ 地域連携推進会議をおおむね 1 年に 1 回以上開催していなかった。 ・ おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けていなかった。 ・ 地域連携推進連携会議で行った、報告や要望、助言等について記録を作成し、この記録を公表していなかった。
イ チェックポイント
地域連携推進会議を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けているか。 地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けているか。 地域連携推進連携会議で行った、報告や要望、助言等について記録を作成し、この記録を公表しているか。 令和 6 年度から努力義務化、令和 7 年度から義務化されています。

(8) アセスメントを適切に行っていない／不十分【一覧表№1 3】

ア 指摘事例
・アセスメントにおいて、利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じた当該利用者の希望する生活、課題等の把握が十分に行われていなかった。 ・アセスメントの記録が残されていなかった。
イ チェックポイント
関係各所からの情報収集や利用者への面接等により、利用者の初期状態や意向を適切に把握しているか。 利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じた当該利用者の希望する生活、課題等について十分に把握し、その記録を行っているか。 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合に、利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。

(9) 共同生活援助計画の原案に必要な事項を記載していない／不十分

【一覧表№1 4】

ア 指摘事例
・利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの提供上の留意事項等が、共同生活援助計画の原案に記載されていなかった。 ・利用者の意向を十分に把握し、具体的な支援につなげられるような内容になっていなかった。 ・加算の対象となる支援が共同生活援助計画に位置付けられていなかった。
イ チェックポイント
共同生活援助計画に記載が必要な事項が記載されているか。 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」などを参考に本人の意向を十分に確認、把握しているか。 達成目標の内容や達成までの期間設定は適切か。 共同生活援助計画に位置付けが必要な加算（夜間支援体制加算、帰宅時支援加算など）について、共同生活援助計画に位置づけがされているか。

- (10) 担当者等を招集して行う会議を開催し、共同生活援助計画の原案について意見を求めている／不十分【一覧表№15】

ア 指摘事例
・ 本人及び担当者が参加する個別支援会議を開催し、意見を求めていなかった。 ・ 担当者等会議の記録が残されていなかった。
イ チェックポイント
本人及び担当者が参加する個別支援会議を開催し、議事の要点を記録しているか。

- (11) 共同生活援助計画を作成した際に、利用者又はその家族に当該計画を説明し、また、文書により利用者の同意を得ていない／不十分

共同生活援助計画を作成した際に、利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に当該計画を交付していない／不十分

【一覧表№16・№17】

ア 指摘事例
・ 文書により、利用者の同意を得ていない。 ・ 指定特定相談事業所等に個別支援計画を交付していなかった。
イ チェックポイント
共同生活援助計画を作成した際に、文書により、利用者の同意を得ているか。 共同生活援助計画を作成した際は、利用者に当該計画を交付しているか。 共同生活援助計画を利用者に対して相談支援を行う相談支援事業者へ、当該計画を交付しているか。

(12) 共同生活援助計画のモニタリング及び見直しが適正に行われていない

【一覧表№18】

ア 指摘事例
・モニタリングの結果を適切に記録していなかった。 ・少なくとも6カ月に1回以上、共同生活援助計画を見直すべきかどうかの検討を行っていなかった。 ・計画の変更が必要になった際に、適正な手続きを踏んでいなかった。
イ チェックポイント
サービス管理責任者は共同生活援助計画の作成後、計画の実施状況を把握し、少なくとも6カ月に1回以上、計画を見直すべきかどうかの検討を行い、必要な場合には計画の変更を行っているか。 モニタリングに当たって、定期的に利用者に面接を行っているか。 定期的にモニタリングの結果を記録しているか。 計画の変更の必要性を検討した結果(検討した日時、必要性の有無、その判断に至る経緯等)を記録しているか。 計画の変更の際には、計画の作成に係る手続きを踏んで行っているか。

(13) 運営規程に事業の運営についての重要事項が定められていない/不十分

【一覧表№20】

ア 指摘事例
・必要な内容(事業の目的及び運営の方針、従業者の職種・員数・職務の内容、利用/入居定員、サービスの内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額、サービスの利用/入居に当たっての留意事項、緊急時等における対応方法、非常災害対策、事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類、虐待の防止のための措置に関する事項、その他運営に関する重要事項)の記載が不十分であった。
イ チェックポイント
運営規程に定める必要のある項目が規定されているか。 運営規程の規定が実態と合っているか。 運営規程と重要事項説明書、契約書に相違がないか。 運営規程を変更した際には適切に届出を行っているか。

(14) 業務継続計画の策定等を行っていない / 不十分

従業員に対し、定期的に研修・訓練を実施していない / 不十分

【一覧表№25】

ア 指摘事例
・業務継続計画（感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない又は当該計画に従業者に周知していなかった。 ・従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施していなかった。
イ チェックポイント
業務継続計画を策定し、当該計画に従業者に周知しているか。 従業者に対し、必要な研修及び訓練を年に1回以上実施しているか。 研修の内容を記録しているか。
業務継続計画未策定及び業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合は、令和7年度より業務継続計画未策定減算が適用されます。

(15) 非常災害対策が不十分【一覧表№26】

ア 指摘事例
・非常災害に関する具体的計画を作成していなかった。 ・定期的な避難、救出その他必要な訓練（年2回、避難及び消火訓練）を行っていない又は、訓練の記録を消防署に報告していなかった。 ・要配慮者利用施設に該当する施設において、避難確保計画を作成し、避難確保計画に定める避難訓練を実施していなかった。 ・非常災害に際して必要な設備の整備が不十分だった。
イ チェックポイント
非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を作成していない。 消防計画に基づき、年2回、避難及び消火訓練を実施し、訓練の記録を消防署に報告しているか。 要配慮者利用施設（府中市地域防災計画に登載されている施設）に該当する施設において、避難確保計画を作成し、避難確保計画に定める避難訓練を実施するとともに、その内容を市に報告しているか。 非常災害に際して必要な設備の整備（カーテンやカーペットが防災性能を有しているか、消火設備を定期的に点検しているか、家具等の転倒防止や落下防止の措置が講じられているか等。）が適切に行われているか。

(16) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じていない／不十分

【一覧表№27】

ア 指摘事例
・ 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会を定期的を開催していない。 ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していなかった。 ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的実施していなかった。
イ チェックポイント
感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討する委員会を定期的（おおむね3か月に1回以上）開催しているか。 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しているか。 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的（年2回以上）に実施しているか。

(17) 身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じていない／不十分【一覧表№29】

ア 指摘事例
・ やむを得ず身体的拘束等を実施した場合の記録が不十分だった。 ・ 身体拘束適正化検討委員会（身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会）を定期的を開催するとともに、従業者に周知徹底していなかった。 ・ 身体拘束適正化検討委員会における対応状況について、記録の上保存されていなかった。 ・ 身体拘束等適正化のための指針を整備していなかった。 ・ 従業者に対し、研修を定期的の実施していなかった。
イ チェックポイント
やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 身体拘束適正化検討委員会（身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会）を定期的に（年 1 回以上）するとともに、従業者に周知徹底しているか。 身体拘束適正化検討委員会で話し合われた事項について、記録の上 5 年間保存されているか。 身体拘束等適正化のための指針について、必要な事項を盛り込み、整備しているか。 従業者に対し、研修を定期的に（年 1 回以上）実施するとともに、新規採用時にも実施しているか。 研修の実施内容について記録しているか。 身体拘束の態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること 委員会の定期的な開催及び従業者への周知指針の整備 研修の定期的な実施の各項目が満たされていない場合は、身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

(18) 秘密の保持に必要な措置を講じていない / 不十分

利用者又は家族に関する情報を提供する際、あらかじめ文書による同意を得ていない / 不十分【一覧表№30・31】

ア 指摘事例
・従業者及び管理者が、退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じていることが確認できなかった。 ・他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供する際に、あらかじめ文書による同意を得ていなかった。
イ チェックポイント
在職時だけでなく退職後においても、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、雇用時等にあらかじめ秘密保持の誓約書を徴するなど、必要な措置を講じているか。 あらかじめ文書において、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又は家族に関する情報を提供することの同意を得ているか。

5 指定共同生活援助・短期入所事業者の運営に関する留意点

(1) 利用者の入居にあたって(共同生活援助)

各事業所において、障害者等から入居の相談を受けた際は、より利用者の状況に合った支援ができるように、利用者の心身の状況、生活歴、病歴、親族・後見人等を把握するように努めて下さい。アセスメントは、フェイスシート(都の様式例あり)などを用い、出来る限り詳細に確認し、入居にあたっての基礎資料としてください。

近年、このようなアセスメントが不十分な状態で入居契約に至ってしまい、入居後にトラブルとなってしまうケースが散見されます。

入居の相談を受けてから、フェイスシートや体験入居等を通したアセスメントの実施、入居決定までのプロセスは、事業所として組織的に行うようお願いします。

なお、指定基準には、サービス提供拒否の禁止の規定もありますので、正当な理由なく希望利用者の入居を拒むことのないようご注意ください。

(2) 事故等防止対策について(共同生活援助・短期入所)

各事業所においては、日頃より事故等の防止について取り組んでいただいていることと存じますが、定期的に利用者に対する支援状況の確認やヒヤリハット事例の分析と合わせて、事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、改めて事故防止対策を徹底していただくようお願いいたします。

仮に事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、東京都及び区市町村(原則として実施機関)に事故報告書を速やかに提出してください。

○報告対象事故

死亡事故(誤嚥によるもの等)

入院を要した事故(持病による入院等は除く)

(以外の)医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故

薬の誤与薬(その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告)

無断外出(警察・消防等の他の機関が関わったもの)

感染症の発生

送迎車両への利用者の置き去り事故

事件性のあるもの(職員による暴力事件等)

保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの

施設運営上の事故の発生(不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等)

(3) 障害者の虐待について(共同生活援助・短期入所)

事業所において、障害者虐待を発見した場合は、障害者虐待防止法に基づき区市町村(原則として実施機関)へ通報する義務があります。区市町村へ通報することなく事業所だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要があります。

虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応する必要がありますので、各事業所におけるより良い支援のためにも、区市町村及び東京都による事実確認調査にご協力をお願いします。

なお、障害者虐待防止の更なる推進や身体拘束等の適正化の推進については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により義務化されましたが、令和4年度以降の改定により、未実施の場合には報酬減算の対象となるなど、対応の徹底が求められています。

特に身体拘束等については、単にベッド等に縛り付けることだけでなく、向精神薬の過剰投与や意思に反する隔離なども含まれる可能性があるため、十分な理解と対応が必要です。

虐待防止委員会の設置、虐待防止担当者の配置、従事者への研修実施などが義務化されていますので、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省作成)」等をご確認いただき、全ての従事者に周知徹底をお願いします。

障害者虐待の防止・権利擁護	
虐待防止措置	施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)を創設。 (参考) 障害者虐待防止措置 ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施すること。 ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
身体拘束の適正化	○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。 (※) 施設・居住系: 障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練 訪問・通所系: 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く) (参考) 身体拘束適正化措置 ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。 ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施すること。
本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)	○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改正内容(令和6年2月6日)」より

6 令和6年度報酬改定について

【共同生活援助】

○基本報酬の見直し

- ・世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系に見直し
- ・障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直し

○グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

- ・グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者や、入居前から一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充
- ・グループホーム退居後における支援の評価として「退去後共同生活援助サービス費」「退去後外部サービス利用型共同生活援助サービス費」を新設

○強度行動障害を有する者の受入体制の強化

- ・受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設

○日中支援加算の見直し

- ・日中支援加算（ ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施

○共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- ・運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に受入れる取組を義務付け。

【短期入所】

○緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- ・地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、重度障害者の緊急時受入れを評価。
- ・緊急短期入所受入加算の単位数を引き上げ
- ・市町村や基幹相談支援センター等との連携・調整に従事する者の配置を要件化し、医療的ケア児者や重症心身障害児者、強度行動障害児者への受入時に追加加算を新設

- 福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設
 - ・ 医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を新設し、基本報酬を設定
- 医療的ケア児者の受入体制の拡充
 - ・ 医療的ケア児者や障害支援区分 5・6 の障害者を多く受け入れている場合、医療的ケア対応支援加算、重度障害児・障害者対応支援加算を新設
- 医療型短期入所における受入支援の強化
 - ・ 利用前に自宅等を訪問し、医療的ケアの手技等を確認した場合の「医療型短期入所受入前支援加算」を新設
- 医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減
 - ・ 介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の書類は省略可能へ
- 基本報酬・加算の見直し
 - ・ 福祉型・医療型短期入所サービス費の単位数を見直し

【短期入所・共同生活援助共通】

- 感染症や災害への対応強化 令和 6 年度から義務化
 - ・ 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施の義務付け
 - ・ 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施の義務付け
 - ・ 災害訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める
 - ・ 感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、業務継続計画未策定減算の対象
- 障害者虐待の防止への取り組み
 - ・ 従業者への研修実施の義務化
 - ・ 虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果に従業者に周知徹底することの義務化
 - ・ 虐待防止のための担当者の設置の義務化
 - ・ 障害者虐待防止措置未実施の場合、虐待防止措置未実施減算の対象
- 身体拘束等の適正化の推進
 - ・ 身体拘束を行う場合について、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項の記録
 - ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

- ・適正化のための指針の整備
- ・従業者に対する研修の実施及び周知徹底
- ・身体拘束廃止未実施減算について減算額を引き上げ

○障害福祉サービス等情報公表制度

- ・障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、未報告となっている事業所に対して、「情報公表未報告減算」を適用

○状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援加算の新設

- ・広域的支援人材が、高度な専門性を活かして地域支援を実施する体制の整備
- ・状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、事業所等への集中的訪問支援を実施（情報通信機器を用いた遠隔支援も含む）
- ・適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を支援人材とともに行うことの推進

7 共同生活援助・短期入所の請求等に関する留意点(国報酬・都加算)

(1) 国報酬の請求について

事業所はサービス提供月の翌月10日までに国保連合会に請求を行い、市町村は20日前後から請求審査を行います。審査期間は5日間で、その間に誤り等の有無について請求内容を確認します。

なお、請求の際には必ず、表1の請求書類を本市に提出してください。

【表1】各サービスの本市への提出書類

サービス	請求書類				
	実績記録票	給付費等明細書	介護給付費・ 訓練等給付費等請求書	上限額管理結果票	契約内容報告書
共同生活援助	○	○	-	-	○
短期入所	○	○	-	-	-

○「返戻」と「過誤」について

「返戻」→請求審査時に誤りがあり市町村が支払を行わないとしたもの。事業所は内容を訂正し翌月10日までに再請求が可能。

「過誤」→審査決定済の請求に誤りがあり、給付費の取り下げを行う場合、事業所は20日までに過誤申立書を市町村に提出し、翌月10日までに再請求が可能。再請求を行い差額調整となるため、再請求が行われなかった場合、過誤申立書の提出分は全額マイナスとなる。

(2) 上限額管理について

利用者が複数事業所を利用し、その月の利用者負担額が利用者負担上限月額を超過した場合、上限額管理事業所は上限額管理を行い、管理結果を各事業所へ通知します。

○上限額管理事業所の届出

上限額管理事業所の依頼については、利用者が「利用者負担上限額管理事務依頼届出書」に事業所印を押印のうえ、市に提出する必要がある、提出時、受給者証に上限額管理事業所の記入を行います。事業所が変更となる場合も同様です。届出なしに上限額管理を行うことはできません。また、事業所が勝手に届出を出すことはできません。

○上限額管理事業所等の請求額が変更になった場合、次のとおり他事業所の利用者負担額も変更になる場合があります。

例１）Ａ（上限額管理事業所）Ｂ、Ｃの事業所を利用、利用者負担上限月額が９,３００円、上限額管理事業所に誤りがある場合。

当初請求時利用者負担額→Ａ：８,０００円、Ｂ：１,０００円、Ｃ：３００円

↓

↓Ａ事業所に請求誤りがあり利用者負担額変更

↓

再請求後利用者負担額→Ａ：９,０００円、Ｂ：３００円、Ｃ：０円

この場合、Ａ、Ｂ、Ｃすべての事業所で再請求が必要になります。上限額管理事業所は各事業所に連絡し、過誤申立及び再請求を依頼してください。

例２）Ａ（上限額管理事業所）Ｂ、Ｃの事業所を利用、利用者負担上限月額が９,３００円、上限額管理事業所以外に誤りがある場合。

当初利用者負担額→Ａ：８,０００円、Ｂ：１,０００円、Ｃ：３００円

↓

↓Ｂ事業所に請求誤りがあり利用者負担額変更

↓

再請求後利用者負担額→Ａ：８,０００円、Ｂ：１,２００円、Ｃ：１００円

この場合、Ｂ、Ｃの事業所で再請求が必要になります。Ｂは上限額管理事業所Ａに連絡し、Ａは各事業所に利用者負担額一覧を再送、Ｃに過誤申立及び再請求を依頼してください。また、Ａは国保連合会に上限額管理結果票を修正区分で送付する必要もあります。

その他、上限額管理結果票に記載の請求額と、各事業所からの請求額が異なる等の事例が多く見受けられます。上限額管理事業所におかれましては、金額に誤りがないか重ねての確認をお願いいたします。また、金額が変更となった場合には、速やかに関係事業所に連絡してください。

○上限額管理結果票送付区分

「新規」→初回請求時、または初回請求時にエラーとなった場合

「修正」→上限額管理結果票は既に受付済となっているが、返戻、過誤等により上限額管理結果票の内容を変更したい場合。

上限額管理結果票を「修正」区分で再送を依頼した際、「新規」区分で送付する事業所が多く見受けられますので、改めてご確認ください。

(3) その他よくある事項等

○成人移行

18歳の誕生日の翌月から受給者証番号、利用者負担額等が変更となります。変更前の受給者証番号での請求の場合、返戻となりますので注意してください。

○同日で複数の事業所を利用

共同生活援助の場合

同日に複数の事業所の利用があった場合、1事業所分の請求しか認められません。

福祉型短期入所の場合

同日に複数の事業所の利用があった場合、それぞれが請求をすることが可能です。その際、日中サービスを利用した場合は福祉型短期入所サービス費()を、日中サービスを利用していない場合は福祉型短期入所サービス費()を算定します。

なお、複数の事業所で福祉型短期入所サービス費()を同日算定しないように注意してください。

日中におけるサービス提供の有無についての判断基準は、基本的に「昼食の提供」をもって判断しますが、そのほかに判断できる材料があれば、「昼食の提供」以外でも短期入所サービス費()の算定は可能です。(日中におけるサービス提供の有無についての判断基準は、短期入所サービス費全般の判断基準となります。)

○支給量オーバー

原則として認めていません。各事業所の契約量の合計が決定支給量を超えないようお願いします。また、緊急で決定支給量を超える支援が必要となった場合には早急に本市まで連絡してください。

○法改正等の情報について

法改正、報酬改定、制度改正等については、最新情報は厚生労働省のホームページ、東京都のホームページ、東京都からの通知等を確認してください。

(4) 都加算の請求について

○請求書類の提出について

都加算の請求書類については、国保連合会への請求が終わり次第、速やかにご提出ください。毎月15日頃までに本市へ請求書をご提出いただければ、翌月15日頃にお支払いいたします。請求書の提出が遅れた場合や、請求に不備があった場合は、お支払いが遅れる可能性がございますのでご注意ください。

都加算の請求書類は表2のとおりとなります。

【表2】

サービス	都加算請求書類				
	都加算請求書	都加算請求書（別紙）	都加算明細書	第三者評価結果報告書（写し）※	外部研修等の修了証（写し）※
共同生活援助	○	○	○	○	○
短期入所	○	-	○	○	-

第三者評価結果報告書及び外部研修等の修了証の写しについては、年度が替わってから初めて請求をする際に、都加算請求書等と合わせて市へ提出してください。

都加算請求書には、日付を記入しないでください。また、余白には本市に債権者登録をした際の12桁の登録番号を記入してください。（登録番号が不明な場合は、障害者福祉課給付係までご連絡ください。）

○都加算の補助要件について

都加算の補助要件については、福祉サービス第三者評価を受審していることが必要となります。また、共同生活援助については福祉サービス第三者評価の受審のほかに、毎年度、外部研修等を受講することが必須となっています

それぞれの補助要件については表3のとおりとなります。

【表3】都加算の補助要件

	福祉サービス 第三者評価の受審	年1回の 研修の実施
共同生活援助	○	○
短期入所	○	-

第三者評価

○要件の詳細

最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。

「受審を完了した月」：評価機関が作成する評価調査結果報告書の日付を含む月

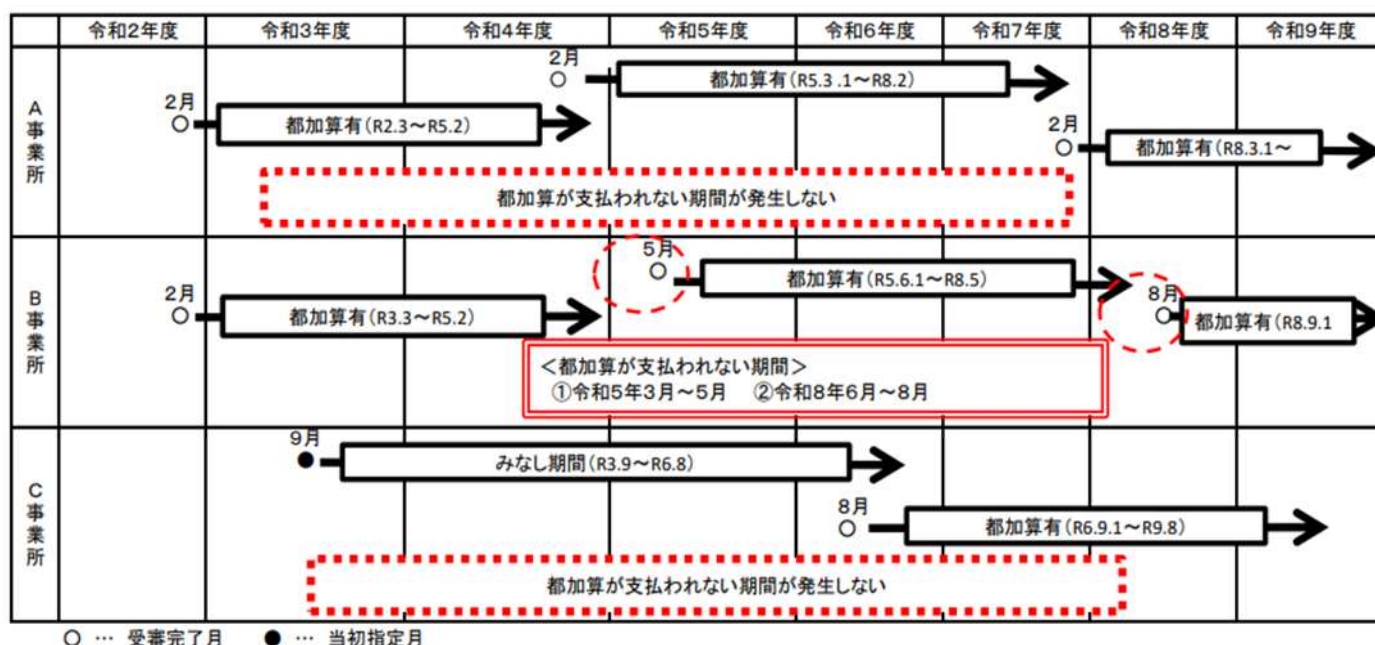
受審が完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分の都加算が対象外となります。

新規指定事業所は、当初指定年月日を起算日として、3年間は福祉サービス第三者評価を受審していなくても、補助要件を満たしているものとみなします。この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。この間で受審が完了しない場合、3年を過ぎた月から受審を完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

○その他

都基本額には、福祉サービス第三者評価の受審経費の補助が含まれています。

【表4】第三者評価の受審



外部研修等受講（共同生活援助のみ）

○要件の詳細

外部研修等受講の要件は以下のとおりです。

前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、外部研修等を受講していること。

ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講できるよう努めること。

受講を確認できる書類を少なくとも5年間保存し、都及び区市町村職員等からの求めがあった場合は速やかに提出すること。

○定義

「一定数以上」：前年度4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）

「外部研修等」：【形式】運営法人以外の外部研修又は外部講師による法人内研修

【研修内容】主として障害理解に関する研修

原則として、障害理解に関連している研修であれば対象としますが、以下については対象外とします。

・グループホームの運営や支援に関連があっても、主として障害理解を含まない研修（防火管理研修、料理教室、感染症対策研修等）

・組織運営や制度に関する研修（法人理念研修、組織マネジメント研修等）

「受講を確認できる書類」：研修資料、参加者の研修報告書（様式任意）、受講終了証など

○留意事項

外部研修等の受講者数が一定数に達しない場合、翌年度1年間のサービス提供分について都加算は対象外となります。

現在、都の委託事業による「障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（基礎研修）」が実施されています。この事業による研修も上記「外部研修等」の対象となりますので、こちらの受講もご検討ください。

新規指定年月日を含む年度及びその翌年度は、当該補助要件を満たしているものとみなします。新規指定年月日を含む年度の翌年度に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。（この間に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、その翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）

【表 5】外部研修等の受講

状況		令和5年度	令和6年度	令和7年度
A事業所	・定員:25名 ⇒令和5年10月 定員32名に増 ⇒令和6年6月 定員30名に減	6月 ○ ※令和5年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上	都加算有 6月 ○ 10月 ○ ※令和6年4月の定員が30名より多いので、受講者は2名以上必要	都加算有 6月 ○ ※令和7年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上
			都加算無 10月 ○ 4月 ○ ※2名以上受講しても、都加算の支払い再開は翌年度	都加算有 10月 ○ 6月 ○
B事業所	・定員:32名	10月 ○ ※定員が30名より多いので、受講者は2名以上必要		
C事業所	・定員:7名	4月 ●	みなし期間	都加算有 6月 ○
			6月 ○	6月 ○

○ … 外部研修等受講月 ● … 当初指定月

(5) 都加算の請求の際の留意点

○短期入所の注意点

国報酬で「医療型短期入所サービス費」を算定している場合、令和3年度より、都加算は対象外となります。